外国人技能実習生や農業支援外国人受入農場の皆様へのお願い ~海外から口蹄疫、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザなどの 病気を侵入させないために~

母国のご家族等が発送する国際郵便の中に、輸入禁止の肉製品等が入っている可能性があります。

このため

- ・国際郵便が届いたら、肉製品等が入っていないことを外国人技能実習生等に確認するようお願いします。
- ・母国のご家族等が肉製品等を送らないように、外国人技能実習生等に問知してください ※ 検査を受けた郵便には
- ・動物検疫所による、「検疫済」「検査済」のスタンプが 押されていない郵便物内に、肉製品等が 入っていた場合は、速やかに下記までお知らせください。

く 検査を受けた郵便には スタンプが押されています。



スタンプの見本

農林水産省 動物検疫所

北海道•東北支所 検疫課

北海道千歳市美々 新千歳空港

国際線ターミナルビル

TEL:0123-24-6080 FAX:0123-24-6091

北海道根室家畜保健衛生所

TEL: 0153-75-2439

TEL:090-9524-7912 (緊急時)

FAX:0153-75-2737

外国からの国際郵便に関する動物検疫のお知らせ

中国、ベトナムなど、口蹄疫、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等の発生地域からの生肉、加工・調理・加熱した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品は法律で輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません。



国際郵便の例



禁止品の例

輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ場合には、3年以下の懲役 または100万円以下の罰金が科せられます。